

【指定医の皆様へー診断書・意見書作成にあたってのお願い（肢体不自由用）ー】

身体障害者手帳の等級につきましては、日頃よりご協力を賜り誠にありがとうございます。

申請者にすみやかに手帳を交付するため、診断書・意見書を作成される際には本県より配布しております冊子『身体障害者障害程度等級表（身体障害認定基準）及び身体障害認定要領』をご参照いただくとともに、以下の点についてもご留意の上、ご記載いただきますようお願いいたします。

1 診断書・意見書 総括表について**(1) 「④参考となる経過・現症」について**

初発症状から障害固定に至るまでの治療内容を簡略に記載してください。

(2) 「⑤総合所見」について

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により将来再認定を要する場合は、重度化、軽度化の別及びその時期を記載してください。

2 肢体不自由の状況及び所見について**(1) 各種所見欄について**

神経学的所見その他の機能障害の所見、参考図示の表示、各周径、握力、起立位・歩行能力（補装具なしで実際の歩行距離、起立時間を記載）、動作・活動所見欄等は、障害認定の際に必要な事項となりますので、有無を含め遺漏のないよう記載してください。

(2) 関節可動域と筋力テストについて

少なくとも障害認定部位は、漏れなく必ず記載してください。測定不可の場合は、その旨及び理由を記入してください。

(3) 各所見の記載について

以下の記載については、整合性にご留意の上、記載してください。

- ・握力と ADL（特に手指機能）と手指 MMT
- ・ADL と MMT・ROM
- ・ADL と立位・歩行能力 等

3 脳原性運動機能障害用の診断書・意見書について**(1) 対象者**

乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常が認められる方を対象とします。（具体例）脳性麻痺等

(2) 以下の方は原則として、一般の肢体不自由の様式で記入してください。

- ア 概ね6歳までのもの（ひも結びテスト、5動作の能力テスト等について、診断を行うことが可能な年齢かどうか等を十分に考慮すること。）
- イ 重度知的障害をもつもの。（上記テスト等について、診断を行うことが可能な状況かどうか等を十分に考慮すること。）
- ウ 乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変とあわせて、乳幼児期以降に発現した疾患を併せもつもの。

4 その他留意事項

(1) 障害固定時期の目安

脳血管障害などの疾病を発症した場合は重症であっても3か月以上の経過観察期間が必要となります。他の疾患についても発症早期のご診断では症状固定と判断できず障害認定が困難になる場合がありますのでご留意ください。

なお、障害固定の時期の目安としては下記のとおりとしております。

障害区分	障害固定時期
下記以外の肢体不自由	6か月後 (手術施行の場合は手術から6か月後)
切断	手術後
外傷性脊髄損傷による完全麻痺	3か月後 (6か月未満の場合は1年後再認定つき)
人工関節・人工骨頭	手術後6か月後
重度の脳血管障害(1・2級相当)	3か月後 (6か月未満の場合は1年後再認定つき)

※通常の肢体不自由の認定は概ね1歳以降から

(2) 7級申請について

7級の場合、身体障害者手帳交付の対象とはなりませんので、診断書記載の際にはご注意ください。(ただし、肢体不自由で7級相当の障害が2つ以上ある時は6級以上となり、身体障害者手帳交付対象となります。)

【ご不明な点についてはこちらへお問い合わせください】

愛知県中央児童・障害者相談センター

TEL: 052-961-7253 FAX: 052-950-2355

愛知県西三河児童・障害者相談センター

TEL: 0564-27-2889 FAX: 0564-27-2816

愛知県東三河児童・障害者相談センター

TEL: 0532-35-6150 FAX: 0532-54-6466